

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（人事課）

一 改正の要旨

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国家公務員の育児休業等に係る取扱いに準じて、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月三十日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（行政管理課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を変更するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 次の事務の対象市町を削除した。

事 務	対 象 市 町
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、広告物の表示等の届出に係る受付及び指導等	尾道市

2 市町を経由することにより処理する事務の範囲及び対象市町について、次のものを削除した。

事 務 の 範 囲	対 象 市 町
農業改良資金助成法に基づく事務のうち、償還金の支払の猶予	市町

3 大気汚染防止法及び自然公園法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

三 施行期日

1 2及び3以外の改正 平成二十二年六月二十八日

2 二3の改正（大気汚染防止法に関するものに限る。） 平成二十二年八月十日

3 二2の改正 平成二十二年十月一日

★ 広島県税条例等の一部を改正する等の条例（条例第三十号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、県民税、法人の事業税及び県たばこ税に関する規定を改正するとともに、農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例を廃止した。

1 広島県税条例の一部改正

(1) 個人の県民税

ア 給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした。

イ 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置を導入し、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講じた。

(2) 法人の県民税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行するために必要な規定の整備を行った。

(3) 法人の事業税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行するために必要な規定の整備を行った。

(4) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率を、平成二十二年十月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき四百三十円引き上げた。

イ 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成二十二年十月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき二百五十円引き上げた。

ウ 平成二十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

(5) その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

2 法人の県民税の特例に関する条例の一部改正

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行するために必要な規定の整備を行った。

3 ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正

引用条項の整理を行った。

4 農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例の廃止

農村地域工業等導入促進法に基づく県税の課税免除等に係る普通交付税の減収補てん措置の対象期間が終了したことに伴い、県税の特例措置を定めた当該条例を廃止し

た。

二 施行期日

- 1 2 から5まで以外の改正 平成二十二年十月一日
- 2 一 4 の廃止 平成二十二年六月二十八日
- 3 一 1 (1) アの改正 平成二十三年一月一日
- 4 一 1 (5) の改正 平成二十三年四月一日
- 5 一 1 (1) イの改正 平成二十五年一月一日

★ 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第三十
一号）（財政課）

一 改正の要旨

指定管理者による利用料金制を採用している公の施設について、利用者サービスの向上や集客力の強化等を図ることを目的として、指定管理者が定める利用料金の範囲の下限枠を撤廃するため、次の条例について必要な規定の整備を行った。

- 1 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例
- 2 広島県縮景園設置及び管理条例
- 3 広島県立美術館条例
- 4 広島県立県民の森設置及び管理条例
- 5 自然公園施設の設置及び管理に関する条例
- 6 広島県民文化センター設置及び管理条例
- 7 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例
- 8 広島県立県民の浜設置及び管理条例
- 9 広島県立中央森林公園設置及び管理条例
- 10 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例
- 11 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- 12 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例
- 13 広島県健康福祉センター設置及び管理条例
- 14 広島県立産業会館設置及び管理条例
- 15 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例
- 16 広島県マリーナ条例
- 17 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例
- 18 広島県都市公園条例
- 19 広島県総合グラウンド設置及び管理条例
- 20 広島県立総合体育館設置及び管理条例

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 広島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（医療保険課）

一 改正の要旨

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、広島県国民健康保険調整交付金の算定方法を変更するなど、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（森林保
全課）

一 改正の要旨

土壌汚染対策法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（病院事業局）

一 改正の要旨

広島中央二次保健医療圏の救急医療機能の強化を図るため、県立障害者リハビリテーションセンターの病床数を二十五床増床することに伴い、県立安芸津病院の病床数を百二十五床（現行百五十床）に変更した。

二 施行期日

平成二十二年九月一日